

上場投資信託（ETF）の信託約款変更のお知らせ

当社は、下記のとおり、上場投資信託（ETF）の信託約款を変更することを決定しましたので、お知らせいたします。

記

1. 銘柄名（銘柄コード）

iFreeETF 日経平均レバレッジ・インデックス（1365）
iFreeETF 日経平均ダブルインバース・インデックス（1366）
iFreeETF TOPIX レバレッジ（2 倍）指数（1367）
iFreeETF TOPIX ダブルインバース（-2 倍）指数（1368）
iFreeETF 日経平均インバース・インデックス（1456）
iFreeETF TOPIX インバース（-1 倍）指数（1457）
iFreeETF JPX 日経 400 ダブルインバース・インデックス（1466）

2. 変更内容および変更理由

日本証券クリアリング機構による債務負担を前提としたETF清算制度の改正に対応するため、以下の約款変更を行います。（下線部を変更）

※ この約款変更は、直接委託会社に追加設定または一部解約を申し込む際の変更であり、東京証券取引所における売買方法に変更はありません。

① 追加設定時および一部解約時の受益権の価額

現 行：申込受付日の基準価額

変更後：申込受付日の翌営業日の基準価額

② 追加設定時および一部解約時の受付停止日

現 行：計算期間終了日の3営業日前から起算して3営業日以内（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日以内）

変更後：計算期間終了日の4営業日前から起算して3営業日以内（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算して4営業日以内）

③ 上場廃止時の受益権の買取り

現 行：信託終了日の2営業日前までに請求があるときは、申込受付日の基準価額で買取り

変更後：信託終了日の3営業日前までに請求があるときは、申込受付日の翌営業日の基準価額で買取り

3. 日程

2025 年 10 月 3 日まで 金融庁へ届出

2025 年 10 月 4 日 変更日

4. 変更に関する書面決議手続き

当該投資信託約款変更は、投資信託及び投資法人に関する法律に規定される「変更の内容が重大なもの」に該当しないため、書面決議手続きは行ないません。

5. 信託約款の新旧対照表

変 更 後	現 行
運用の基本方針 2. 運用方法 (2) 投資態度 ①～② (略) ③ 追加設定、解約がある場合、設定金額と解約金額の差額分に対して、既存受益者と新規受益者の公平性を維持するために、原則として、<u>翌営業日</u>に株価指数先物取引を(以下略) ④ (略) (受益権の申込単位および価額) 第13条 (略) ②～③ (略) ④ 第1項の規定にかかわらず、委託者は、原則として、次の各号に該当する場合は、受益権の取得申込の受付を停止します。なお、第1号に該当する場合であっても、委託者の判断により、受益権の取得申込を受け付けることがあります。 1. 第38条に定める計算期間終了日の<u>4営業日前</u>から起算して3営業日以内（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の<u>5営業日前</u>から起算して4営業日以内） 2. (略) ⑤ 第1項の受益権の価額は、<u>取得申込受付日の翌営業日の基準価額</u>とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1万円とします。 ⑥ (略) ⑦ 前各項の規定にかかわらず、株価指数先物取引のうち主として取引を行なうものについて、次の各号に該当する場合には、委託者は、取得申込の受付を中止することができるほか、すでに受け付けた取得申込の受付の取消しを行なうことができます。 1. 当該先物取引にかかる金融商品取引所の午後立会が行なわれないときもしくは停止されたとき 2. 当該先物取引にかかる金融商品取引所の午後立会終了時における当該先物取引の呼値が当該金融商品取引所が定める呼値の値幅の限度の値段とされる等やむを得ない事情が発生したことから、この信託の当該先物取引にかかる呼値の取引数量の全部もしくは一部についてその取引が成立しないとき ⑧ (略)	運用の基本方針 2. 運用方法 (2) 投資態度 ①～② (略) ③ 追加設定、解約がある場合、設定金額と解約金額の差額分に対して、既存受益者と新規受益者の公平性を維持するために、原則として、<u>当日中</u>に株価指数先物取引を(以下略) ④ (略) (受益権の申込単位および価額) 第13条 (略) ②～③ (略) ④ 第1項の規定にかかわらず、委託者は、原則として、次の各号に該当する場合は、受益権の取得申込の受付を停止します。なお、第1号に該当する場合であっても、委託者の判断により、受益権の取得申込を受け付けることがあります。 1. 第38条に定める計算期間終了日の<u>3営業日前</u>から起算して3営業日以内（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の<u>4営業日前</u>から起算して4営業日以内） 2. (略) ⑤ 第1項の受益権の価額は、<u>取得申込受付日の基準価額</u>とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1万円とします。 ⑥ (略) ⑦ 前各項の規定にかかわらず、株価指数先物取引のうち主として取引を行なうものについて、次の各号に該当する場合には、委託者は、当日の取得申込の受付を中止することができるほか、すでに受け付けた当日の取得申込の受付の取消しを行なうことができます。 1. 当該先物取引にかかる金融商品取引所の<u>当日の</u>午後立会が行なわれないときもしくは停止されたとき 2. 当該先物取引にかかる金融商品取引所の<u>当日の</u>午後立会終了時における当該先物取引の呼値が当該金融商品取引所が定める呼値の値幅の限度の値段とされる等やむを得ない事情が発生したことから、この信託の当該先物取引にかかる呼値の取引数量の全部もしくは一部についてその取引が成立しないとき ⑧ (略)

変 更 後	現 行
(信託契約の一部解約) 第46条 (略) ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、原則として、次の各号に該当する場合は、受益権の一部解約請求の受付を停止します。なお、第1号に該当する場合であっても、委託者の判断により受益権の一部解約請求を受け付けることがあります。 1. 第38条に定める計算期間終了日の<u>4営業日前</u>から起算して3営業日以内（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の<u>5営業日前</u>から起算して4営業日以内） 2. (略) ③～④ (略) ⑤ 前項の一部解約の価額は、一部解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。 ⑥ (略) ⑦ 前各項の規定にかかわらず、株価指数先物取引のうち主として取引を行なうものについて、次の各号に該当する場合には、委託者は、第1項による一部解約請求の受付を中止することができるほか、すでに受け付けた一部解約請求の受付の取消しを行なうことができます。 1. 当該先物取引にかかる金融商品取引所の午後立会が行なわれないときもしくは停止されたとき 2. 当該先物取引にかかる金融商品取引所の午後立会終了時における当該先物取引の呼値が当該金融商品取引所が定める呼値の値幅の限度の値段とされる等やむを得ない事情が発生したことから、この信託の当該先物取引にかかる呼値の取引数量の全部もしくは一部についてその取引が成立しないとき ⑧～⑨ (略) (受益権の買取り) 第48条 指定販売会社は、第6条の規定により受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になった場合で、信託終了日の<u>3営業日前</u>までに受益者の請求があるときは、その受益権を買取ります。 ② 前項の買取価額は、<u>買取請求受付日の翌営業日の基準価額</u>とします。 ③～⑤ (略)	(信託契約の一部解約) 第46条 (略) ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、原則として、次の各号に該当する場合は、受益権の一部解約請求の受付を停止します。なお、第1号に該当する場合であっても、委託者の判断により受益権の一部解約請求を受け付けることがあります。 1. 第38条に定める計算期間終了日の<u>3営業日前</u>から起算して3営業日以内（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の<u>4営業日前</u>から起算して4営業日以内） 2. (略) ③～④ (略) ⑤ 前項の一部解約の価額は、一部解約請求受付日の基準価額とします。 ⑥ (略) ⑦ 前各項の規定にかかわらず、株価指数先物取引のうち主として取引を行なうものについて、次の各号に該当する場合には、委託者は、第1項による<u>当日</u>の一部解約請求の受付を中止することができるほか、すでに受け付けた<u>当日</u>の一部解約請求の受付の取消しを行なうことができます。 1. 当該先物取引にかかる金融商品取引所の<u>当日</u>の午後立会が行なわれないときもしくは停止されたとき 2. 当該先物取引にかかる金融商品取引所の<u>当日</u>の午後立会終了時における当該先物取引の呼値が当該金融商品取引所が定める呼値の値幅の限度の値段とされる等やむを得ない事情が発生したことから、この信託の当該先物取引にかかる呼値の取引数量の全部もしくは一部についてその取引が成立しないとき ⑧～⑨ (略) (受益権の買取り) 第48条 指定販売会社は、第6条の規定により受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になった場合で、信託終了日の<u>2営業日前</u>までに受益者の請求があるときは、その受益権を買取ります。 ② 前項の買取価額は、<u>買取請求受付日の基準価額</u>とします。 ③～⑤ (略)

以上